

# 第50回岡山県社会人対抗駅伝競走大会 開催要項

1. 主催 岡山県実業団陸上競技連盟
2. 共催 山陽新聞社 笠岡市
3. 後援 岡山県 笠岡市議会 笠岡市教育委員会 笠岡市体育協会
4. 主管 岡山陸上競技協会
5. 運営協力 笠岡陸上競技協会 笠岡警察署 笠岡交通警察協働員会
6. 期 日 平成 19 年 10 月 28 日 (日)  
チーム受付・オーダー-エントリー締切 9時00分締切 場所 岡山県笠岡陸上競技場 玄関付近  
監督会議 9時30分～ 場所 岡山県笠岡陸上競技場 会議室  
開会式 10時00分～ 場所 岡山県笠岡陸上競技場内  
競技開始(1部・2部同時スタート) 11時00分 場所 岡山県笠岡陸上競技場発着～笠岡湾干拓地内コース  
閉会式 14時30分目途 場所 岡山県笠岡陸上競技場内
7. 参加資格 (1) 1部(登録チーム)  
岡山県実業団陸上競技連盟に加盟する事業所(会社・団体等)で県内に勤務する者。  
一部は、混成オープンチーム参加を認める。  
但し、各チームの補欠による混成オープンチームでの参加も当日9時00分までにオーダー提出のこと。  
(2) 2部(登録外チーム)  
岡山県実業団陸上競技連盟に加盟していない団体で、県内在住の同一クラブ・同好会で組織されている団体。  
岡山県実業団陸上競技連盟加盟団体のチームも参加可能。  
但し、登録者上位6名の5000m平均タイムが17分00秒以上のチーム編成のこと。
8. 競技方法 (1) 1部及び2部で別々の対抗戦とする。  
(2) 競走は2007年度日本陸上競技連盟競技規則及び同駅伝競走規準、監督会議申し合わせ事項による。  
(3) 総合順位は、第1区から第6区までの所要時間で順位を決める。  
(4) 各区分順位は、各区分の所要時間で順位を決める。  
(5) 走者が途中で故障の為その区分が中絶した場合、審判長の判断により次区分よりレースを再開することができる。  
(この場合、当該チームの総合順位は無効となるが、区分順位は有効とする。)  
(6) 第4中継所においてトップとの差が20分以上になったとき、審判長の判断で繰り上げ出発することがある。
9. チーム編成 監督1名、選手6名、補欠3名(注1)の計10名とし、走行区分を当日9時00分までオーダー表を受付に提出のこと。  
(注1)補欠はA・Bチームを兼ねることができる。
10. 走行区分 走路は別紙走路図のとおり、岡山県笠岡陸上競技場発着とする笠岡湾干拓地内コースとする。  
各区分走行距離は次のとおりとする。  
1部: (計 45.62km) 1区:5.75km 2区:6.60km 3区:11.12km 4区:6.60km 5区:9.86km 6区:5.69km  
2部: (計 35.60km) 1区:5.75km 2区:6.60km 3区: 6.11km 4区:6.60km 5区:4.85km 6区:5.69km
11. 表彰 (1) 1部・2部別々に表彰する。  
(2) 1部の優勝チームには優勝旗を授与する。  
(3) 1部・2部ともに、区分1位の選手には区分賞を贈る。
12. 参加料 1部、2部とも1チームにつき10,000円、参加料は下記口座に振り込みこと。  
**水島信用金庫 矢柄支店 普通0111482 道下 章**
13. 申込み (1) 別添申込書類に必要事項入力後1部印刷し、日付および記載責任者署名・押印し、 に送付する。  
(2) 入力した電子データを のE-MAILへ送信する。  
・ **ともに、平成 19 年 10 月 12 日 (金) 必着**  
なお、申込締切日以降の選手変更は一切認めない。  
書類送付先  
〒712-8501 倉敷市水島海岸通り一丁目1番地  
三菱自動車 ハワートレイン製作所 アクスル機械課内  
岡山県実業団陸上競技連盟 事務局 楠目 洋一 宛  
E-MAIL 岡山県実業団陸上競技連盟 情報処理委員会 宛  
jaaf\_oka\_jitsu@yahoo.co.jp
14. 監督会議 大会当日9時30分より、陸上競技場内会議室にて行ない、各チームの選手走行区分を発表する。
15. 参加賞 参加チームに参加賞を渡す。
16. その他 (1) この大会は、第2回べいふぁーむ駅伝大会として広島県実業団駅伝競走大会と岡山県社会人対抗駅伝競走大会の合同開催とする。  
(2) ナンバーカード・たすきは事務局で準備し、チーム受付時に渡す。競技終了後、取り纏めの上受付へ返却。  
(3) 選手の健康管理には十分留意し、各チームにおいて責任を持つこと。  
(4) 選手の集合場所は、出発点(2区以降は中継点)付近とし、通過予定時刻の10分前に点呼を受け、その後は審判員の指示に従うこと。  
(5) 走者は道路の左側を走り、センターラインより右側に出ないこと。  
但し、歩道・車道の区別のあるところは車道の左側を走ること。  
(6) 走者は審判員・道路監察員および関係当局の指示に従うこと。  
(7) 車両類(自動車・オートバイ等)の伴走は一切認めない。  
(8) 以上に違反するチームは失格することがある。  
(9) 各中継所の駐車場が狭いので、車はできるだけ相乗りで行くこと。